

# 3 - 1 農業構造の転換に向けた取組

## (1) 地域計画を核とする取組 (現状②)

- 協議の場については、全体の8割の地区で設置され、今後、年度末の期限に向け、策定が進められていく見込み。
- 一方、地域計画における10年後の目標地図の実態としては、将来の担い手が決まっておらず、現況地図がそのまま利用されているものなども想定される。

### ○ 地域計画の策定状況 (令和6年7月末時点)

取組項目	令和6年7月末時点 (実績)		令和6年度 (予定)	
	地区数	市町村数	地区数	市町村数
①協議の場の設置 (7月末までに終了)	18,022 〔全地区の81%〕	1,467	22,135	1,632 〔基本構想※ 策定市町村 1,672〕
②出し手・受け手の意向把握	14,648	1,291		
③協議の実施・取りまとめ	6,400	708		
④目標地図の素案作成 (12月末まで)	4,359 〔全地区の20%〕	498		
⑤地域計画の策定・公告 (来年3月末まで)	635 〔全地区の3%〕	108		

資料：農林水産省調べ

(参考) 人・農地プラン：21,884地区、1,555市町村 (令和4年3月末時点)

※農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が、地域内の農業者の育成等に向けて5年ごとに定める基本的な構想

# 3 - 1 農業構造の転換に向けた取組

## (1) 地域計画を核とする取組 (現状③)

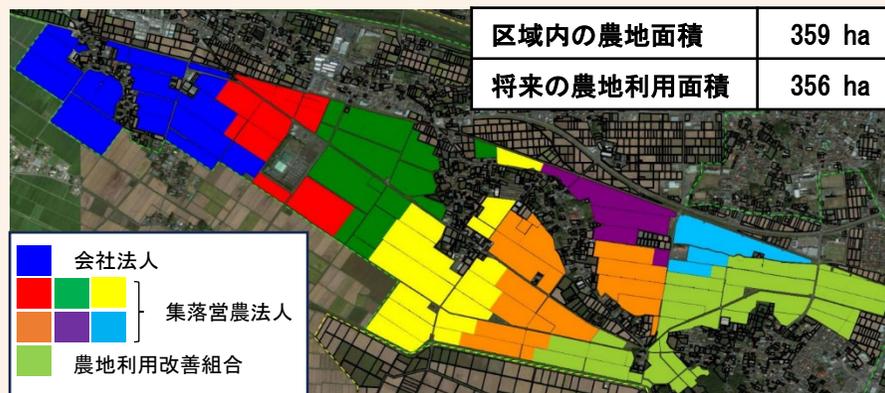
- 令和7年度以降は、策定された地域計画により地域の農地利用の実態が明確になることから、その分析を行った上で、適正な農地利用のあり方について見直しを行っていく必要。

### ○ 策定された地域計画の実例

#### 農地の有効利用が見込まれる地域計画

(M県M町K地区)

- 担い手への農地集積の向上(69%→90%)を図るとともに、
- 農地の集団的利用に向け、ゾーニング



労働生産性の向上を図るため、農地バンクによる農地の集約化を促進

#### 農地の受け手が不足する地域計画

(M県T市A地区)

- 中山間地域で獣害被害や後継者不在で農地の保全・管理が課題
- 市・JA等で就農相談体制を整え、新規就農者確保に努める



農地の相当部分が受け手不在の解消に向け、農外企業や地域外の農業法人の参入等を促進